別表気象庁の部内部局の項中「情報管理室長　観測システム運用室長　航空気象観測整備運用室長」に、「精密地震観測室長」を「火山防災情報調整室長」に、「、観測システム運用室長」を「、観測システム運用室長、航空気象観測整備運用室長」に改め、「庶務係長（精密地震観測室に所属する者に限る。）」を削る。

別表環境省の部内部局の項中「鳥獣保護業務室長」を「鳥獣保護業務室長　希少種保全推進室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「緊急事態対策監」を「部長　緊急事態対策監　技術総括審議官」に、「原子力地域安全総括官　課長　安全規制管理官」を「原子力安全技術総括官　課長　参事官　安全技術管理官　安全規制管理官　原子力防災業務管理官」に、「業務管理室長」を「広報室長」に改め、「安全研究推進室長」を削り、「核物質防護室長」を「核セキュリティ・核物質防護室長」に、「課長補佐（管理）　室長補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」に、「人事専門職　会計専門職（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」を「給与専門職」に、「秘書」を「庶務係長」に改め、同項の次に次のように加える。

原子力安全人材育成センター	副所長　課長　課長補佐（総括）

別表人事院の部事務総局の項中「国際研修室長」を「派遣研修室長」に改め、「給与調査官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十六年二月二十八日」を「平成二十六年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。